

用語の解説

1. 世帯の区分

(1) 世帯主

世帯主とは、名目上の世帯主ではなく、その世帯の家計の主たる収入を得ている人をいう。

(2) 二人以上の世帯

住居及び生計を共にしている二人以上の人の集まりをいう。

(3) 勤労者世帯

世帯主が会社、官公庁、学校、工場、商店などに勤めている世帯をいう。ただし、世帯主が社長、取締役、理事など会社団体の役員である世帯は「勤労者以外の世帯」とする。

2. 地域に関する事項

都市階級は、平成 22 年国勢調査結果による市町村の人口規模によって分類している。

ただし、市町村の名称は、平成 26 年 1 月 1 日現在による。

大都市	政令指定都市（札幌市、仙台市、さいたま市、千葉市、横浜市、相模原市、川崎市、新潟市、静岡市、浜松市、名古屋市、京都市、大阪市、堺市、神戸市、岡山市、広島市、北九州市、福岡市、熊本市）及び東京都区部
中都市	人口 15 万以上 100 万未満の市（大都市を除く。）
小都市 A	人口 5 万以上 15 万未満の市
小都市 B・町村	人口 5 万未満の市・町村

3. 収支に関する事項

(1) 可処分所得

実収入から税金、社会保険料などの「非消費支出」を差し引いた額で、いわゆる手取り収入をいう。

(2) 消費支出

「消費支出」とは、原則として日常の生活を営むに当たり必要な商品やサービスを購入して支払った現金支出及びカード、商品券等を用いた支出であるが、仕送り金や贈与金等の移転的支出も含まれる。なお、商品やサービスの購入と一体となって徴収される消費税、自動車取得税等も消費支出に含まれる。

(3) 非消費支出

「非消費支出」とは、税金や社会保険料など世帯の自由にならない支出及び借金利子などから成る。

(4) 平均消費性向

可処分所得に対する消費支出の割合をいう。

$$\text{平均消費性向} = \frac{\text{消費支出}}{\text{可処分所得}} \times 100$$

4. 支出分類

(1) 食料

飲食に供される食品及びこれに伴うサービスに対する支出をいう。

(2) 家具家事用品

家具、家事に必要な商品及びこれに伴うサービスに対する支出をいう。

※「家事サービス」は、家事サービスに関するものをいう。例えば、家政婦などの給料、ホームヘルパー、ベビーシッターへの料金、ハウスクリーニング、粗大ゴミの回収料金などが含まれる。

(3) 被服及び履物

被服、履物及びこれらに伴うサービスに対する支出をいう。大人と子供の区分については、中学生以上を大人とする。乳児は1歳未満とする。

※「被服関連サービス」は、「被服及び履物」に分類される商品のサービスに関するものをいう。例えば、クリーニング代、被服賃借料、仕立て代、裾上げ代などをいう。

(4) 教養娯楽

教養、娯楽、趣味などのために必要な商品及びサービスへの支出をいう。

※「教養娯楽用耐久財」は、教養、娯楽、趣味などのために用いる耐久財をいう。例えば、テレビ、携帯型音楽・映像用機器、ビデオレコーダー・プレイヤー、パソコン、カメラ、楽器、書斎・学習用机、教養娯楽用耐久財修理代などをいう。

※「教養娯楽品」は、教養、娯楽、趣味などのために用いる半耐久財及び非耐久財をいう。例えば、文房具、筆記・絵画用具、運動用具、玩具、切り花、音楽・映像収録済メディア、愛玩動物用品、園芸用植物、電池、動物病院代、教養娯楽用品修理代などが含まれる。

※「書籍・他の印刷物」は、書籍及び書籍以外の印刷物をいう。例えば、新聞、雑誌、書籍、カレンダーなどが含まれる。

※「教養娯楽サービス」は、教養、娯楽、趣味などのためのサービスに関するものをいう。例えば、宿泊料、パック旅行費、教育用月謝(語学、習字等)、スポーツ月謝、自動車教習料、放送受信料、入場料(映画、演劇、文化施設、遊園地)、ゴルフプレー料、諸会費などが含まれる。

5. 購入先

	購入先	分類基準
店頭販売	1 一般小売店	次の「2 スーパー」～「6 ディスカウントストア・量販専門店」以外的小売店をいう。例えば、個人商店、ガソリンスタンド、新聞小売店、チケットショップなどをいう。
	2 スーパー	食品、日用雑貨、衣類、電化製品など各種の商品をセルフサービスで販売する小売店をいう。
	3 コンビニエンスストア	食品を中心に、家事雑貨、雑誌など各種最寄り品を取りそろえ、セルフサービスで販売しており、店舗規模が小さく、24 時間又は長時間営業を行う小売店をいう。

店頭販売	4 百貨店	衣・食・住にわたる各種の商品を主に対面販売により販売しており、常時 50 人以上の従業員のいる小売店をいう。
	5 生協・購買	組合員の出資によってつくられている生活協同組合、農業協同組合や会社、官公庁等が職員のために設けている購買部をいう。
	6 ディスカウントストア・量販専門店	店頭商品を原則的に全品値引きして安い価格を売り物としている小売店、家電や衣料品（ファストファッションを含む。）などの量販専門店、主に医薬品や化粧品を販売しているドラッグストア、均一価格で多様な商品を販売する小売店や格安チケットショップなどをいう。
通信販売	7 通信販売（インターネット）	インターネット上で注文を行い、品物を購入又はサービスの提供を受ける形態（いわゆるネットショッピング）をいう。
	8 通信販売（その他）	「7 通信販売（インターネット）」以外で、新聞・雑誌、ラジオ・テレビ、カタログ等で広告し、郵便、電話等で注文を行い、品物を購入又はサービスの提供を受ける形態をいう。
その他	9 その他	上記以外の店、例えば、美容院、クリーニング店、問屋、市場、露店、行商及びリサイクルショップなどをいう。また、飲食店（レストラン、ファーストフード、居酒屋等）や自動販売機もここに含める。

6. 家計資産

家計資産とは、各世帯の家計が持つ資産（資産と負債）をいい、ここでの家計資産の評価の対象は、金融資産（貯蓄現在高－負債現在高）と実物資産、住宅・宅地資産及び耐久消費財等資産とする。

(1) 金融資産

ア 貯蓄現在高

貯蓄現在高とは、郵便貯金銀行、郵便貯金・簡易生命保険管理機構（旧日本郵政公社）、銀行、その他の金融機関への預貯金、生命保険・積立型損害保険の掛金、株式・債券・投資信託・金銭信託等の有価証券と社内預金等のその他の貯蓄の合計をいう。

イ 負債現在高

負債現在高とは、郵便貯金銀行、郵便貯金・簡易生命保険管理機構、銀行、生命保険会社、住宅金融支援機構などの金融機関からの借入金のほか、勤め先の会社・共済組合、親戚・知人からの借入金及び月賦・年賦の残高など金融機関外からの借入金の合計をいう。

ウ 内容

項目		内容等	
貯蓄	通貨性 預貯金	郵便貯金銀行	出し入れの自由な通常貯金をいう。
		普通銀行等	期間の定めがなく、出し入れ自由なものをいう。例えば、普通預金、当座預金、通知預金、納税準備預金などをいう。
	定期性 預貯金	郵便貯金銀行	一定期間預け入れておくもので、例えば、定額郵便貯金、定期郵便貯金、積立郵便貯金、教育積立郵便貯金、住宅積立郵便貯金などをいう。

貯蓄	定期性 預貯金	普通銀行等	一定期間預け入れておくもので、定期預金、積立定期預金、定期積金などをいう。
	生命保 険など	生命保険	生命保険会社の普通養老保険、こども保険、個人年金保険など及び農業協同組合のこども共済、養老生命共済などの払込総額をいう。ただし、掛け捨ての保険は含めない。
		損害保険	火災保険、傷害保険のうち、満期時に満期返戻金が支払われる長期総合保険、積立生活総合保険などの払込総額をいう。ただし、掛け捨ての保険は含めない。
		簡易保険	郵便貯金・簡易生命保険管理機構で取り扱っている養老保険、終身年金保険、夫婦保険などの払込総額をいう。ただし、掛け捨ての保険は含めない
	有価 証券	株式・株式 投資信託	平成 26 年 11 月末日現在の時価で見積もった額。
		債券・公社債 投資信託	国債、地方債、政府保証債、金融債などをいう。ただし、学校債、農地被買収者国庫債券は含めない。
		貸付信託・金 銭信託	信託銀行に信託して運用する貸付信託、金銭信託をいう。
その他(社内預金など)		銀行の「金投資口座」、証券会社の「金貯蓄口座」など、金融機関で上記以外の貯蓄をいう。例えば、社内預金、勤め先の共済組合、互助会など金融機関外への預貯金などをいう。	
負債	住宅・土地のための負債		住宅を購入、建築あるいは増改築したり、土地を購入するために借り入れた場合又は割賦で住宅・土地の購入代金を支払っている場合の未払残高をいう。
	住宅・土地以外の負債		生活に必要な資金、個人事業に必要な開業資金、運転資金などを借り入れた場合の未払残高をいう。
	月賦・年賦		乗用車や衣類などを月賦・年賦(分割払い)で購入した場合の未払残高をいう。

(2) 実物資産

項目	内容等
住宅資産	持ち家世帯の場合は、現住居及び現住居以外で家計用に所有している住宅をいい、借家・借間世帯の場合は、現住居以外で家計用に所有している住宅をいう。
宅地資産	持ち家世帯の場合は、現居住地(借地を含む。)及び現居住地以外で家計用に所有している宅地をいい、借家・借間世帯の場合は、現居住地以外で家計用に所有している宅地をいいます。※宅地とは、登記簿上の宅地及び住宅を建てるために所有している土地をいう。
耐久消費財等資産	耐久消費財とは、消費者が家計で購入する商品で、原則として想定耐用年数が1年以上で比較的購入価格が高いものをいう。ここでは、各調査世帯で保有している次に掲げる耐久消費財等としている。 ・耐久消費財：住宅の設備、家具、電気製品、自動車、自動二輪車など。

耐久消費財等資産	<ul style="list-style-type: none"> ・会員権：ゴルフ、スポーツ・レジャークラブ、リゾートクラブなどの会員権で購入価格が5万円以上のもの。 ※時価評価が困難な衣料、宝石・貴金属及び書画骨とう品は、対象から除外している。
----------	---

7. 主要耐久消費財

(1) 範囲

ここでいう、主要耐久消費財の範囲は、下表のとおりとする。

耐久消費財に含めるもの	耐久消費財に含めないもの
<ul style="list-style-type: none"> ・家計用として使っているもの。 ・別荘などにあるもの。 ・中古で購入したもの及び他人からもらったもの。 ・現品は手元にはないが、購入契約済みのもの。 ・ステレオ、家具などで手製のもの。 ・他人に貸しているもの又は預けてあるもの。 	<ul style="list-style-type: none"> ・事業用のもの ・家計用と事業用の共用で、主として事業用のもの ・他人から借りているもの又は預かっているもの ・故障、破損などのため使用できないもの ・使い古しで、今後使用する見込みがないもの ・遊学中の子、単身赴任中の家族などが長期持ち出しているもの

(2) 所有数量

1000世帯当たりの所有数量を表す。

※ 主要耐久消費財のうちシステムキッチン、IH クッキングヒーター、洗髪洗面化粧台、温水洗浄便座、床暖房、太陽熱温水器、太陽光発電システム、高効率給湯器、家庭用コージェネレーションシステム、家庭用エネルギー管理システムは、あらかじめ住宅に設置されていることが多いため、所有数量については「持ち家」世帯のみを集計対象としている。

$$\text{所有数量} = \frac{\text{世帯が所有している各々の耐久財品目の総数}}{\text{集計世帯数(抽出率調整済)}} \times 1000$$

(3) 普及率

当該耐久消費財を所有している世帯の割合をいう。

$$\text{所有数量} = \frac{\text{各耐久財品目を所有している集計世帯数(抽出率調整済)}}{\text{集計世帯数(抽出率調整済)}} \times 100$$

8. その他

(1) 名目増減率

1世帯当たりの収入(勤労者世帯のみ)及び支出金額の増減率。

(2) 実質増減率

物価水準の変動の影響を除去した増減率。